ACSES ニュースレター_２１１４号（2021 年６月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・「まつげ伸びる」美容液の根拠なし　消費者庁が措置命令〈新聞報道〉／株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・近鉄採用担当者が就活セクハラ~傾向分析から防止策を考える〈Web報道〉
・孤独は人を強くする？その一言、危険です　気軽に相談を〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について〈内閣府〉
[4] 温暖化対策関係
◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第 54 号）〈官報〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　５件
[6] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　４件
[7] 海外の化学物質管理情報
○欧州：10 件　○米国：８件　○台湾：１件　○オーストラリア：２件
[付録]
◇家庭用蓄電池の勧誘トラブルにご注意！－事業者の突然の訪問を受けてもその場で契約はせずによく検討しましょう－〈国民生活センター〉
◇いきなりワイヤーが切れた腹筋運動補助具－異常を感じた場合は使用を中止してください－〈国民生活センター〉
◇【若者向け注意喚起シリーズ＜No.2＞】情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル－「もうかる」はずが、残ったのは借金…－〈国民生活センター〉

眩草、苦参（クララ、くららぐさ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年６月３日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024414/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210603_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：40 件

うち重大事故等として通知された事案：25 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年６月３日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024413/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210603_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：１件、2.リコール・自主回収情報:10件、3.食中毒情報：４件

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109630.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年６月３日に行い、判定結果を機構に通知しました。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る128件、特別遺族弔慰金等の請求に係る40件について医学的判定を行いました※１　。

これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち21件（医療費等：16件、特別遺族弔慰金等：5件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116335.pdf

・「まつげ伸びる」美容液の根拠なし　消費者庁が措置命令

＜朝日新聞　2021 年６月３日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP635WV5P63PTIL047.html?iref=comtop_7_05

「2週間でまつ毛が伸びる」とした美容液の表示には合理的な根拠がないとして、消費者庁は3日、化粧品・健康食品販売会社「ハウワイ」（大阪市中央区）に対し、景品表示法違反（優良誤認）に基づき、再発防止などを求める措置命令を出し、発表した。

発表によると、同社が自社サイトで通信販売していたまつ毛の美容液「エターナルアイラッシュ」（税込み4378円）について、「まつ毛が伸びる効果」を裏付ける資料を求め、提出されたが、合理的な根拠は認められないと判断した。「重ね発酵ハーブ茶」（同5478円）では「飲むだけダイエット」などと表示していたが、合理的な根拠は示されなかったという。

調査した公正取引委員会によると、まつ毛美容液は新型コロナウイルスの感染予防でマスク着用が定着するなか、目元に使う化粧品として需要が高まっているという。

同社によると、エターナルアイラッシュは年間約1億2千万円を売り上げたという。同社の役員は朝日新聞の取材に「科学的な根拠はなく、表示の認識が甘かった。指摘を真摯（しんし）に受け止める」と話した。

・株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024373/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210603_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社ハウワイに対し、同社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品及び「重ね発酵ハーブ茶」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・近鉄採用担当者が就活セクハラ~傾向分析から防止策を考える
＜YAHOO! JAPAN ニュース　2021 年 6 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/ishiwatarireiji/20210603-00241219/

・孤独は人を強くする？その一言、危険です　気軽に相談を
＜朝日新聞　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5X5HCCP5WUHMC00X.html
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xOnuru68vGDKiJ5Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 6 月 3 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2PXysvKgoHzWqwJY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Bf1JVFVUHB9txDGXY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=hX3J1NXUnJ_tRLAXY

◇*ワクチン、検査薬、治療薬等*

・酒よく飲む人は「ワクチン効果出にくい」調査結果
＜テレビ朝日 news　2021 年 6 月 3 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000218140.html
ワクチンに関して 3 日に発表された新たな調査結果です。酒をよく飲む人にはワクチンの効果が出にくいことが分かりました。千葉大学病院はワクチンで抗体が増えにくい人と増えやすい人それぞれの特徴を発表しました。
　千葉大学病院によりますと、ファイザー社の新型コロナワクチンを接種した病院職員約 1800 人の 99.9%からウイルスの感染を防ぐ中和抗体が十分な量、確認されました。
　ただ、その量には人によってばらつきがあり、高齢者や酒を飲む頻度が高い人は中和抗体が増えにくい一方、女性や花粉症などの抗アレルギー薬を服用している人は、中和抗体が増えやすい傾向があることが分かったということです。
　千葉大学病院・中島裕史教授：「若返ることもできないし（ワクチンの効果を高めるため）変えられるところは飲酒ぐらいかなと正直思います」
　研究した中島教授は「条件で差はあっても、ワクチンには強い効果があるので、少しでも早く、多くの人がワクチンを接種してほしい」と話しています。
・ワクチン 2 回接種 若い女性ほど抗体量増加 千葉大学病院
＜NHK　2021 年 6 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210604/k10013066521000.html

---

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(6/2 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年６月２日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(5/25 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年５月 25 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

****

[3] *食品安全衛生関係*

◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について

＜内閣府　2021 年６月２日＞　https://www.cao.go.jp/consumer/content/20210602_toushin.pdf

令和３年２月 15 日付特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、令和３年６月２日付で消費者委員会委員長より答申を行った。

１．次の品目は、新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
　・黒烏龍茶 525

２．上記品目については、令和３年６月２日付で消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：答申書

****

[4] *温暖化対策関係*

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第 54 号）

［官報］　令和３年６月２日　号外　第 122 号　16～22 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210602/20210602g00122/20210602g001220016f.html

あらまし

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第 54 号）（環境省）

１　定義

㈠　「地球温暖化対策」の定義を改正し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとすることとした。（第二条第二項関係）

㈡「地域脱炭素化促進事業」の定義を新設し、再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいうものとすることとした。（第二条第六項関係）

２　基本理念

地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条１(a)の規定を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二〇五〇年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとすることとした。（第二条の二関係）

３　地方公共団体実行計画等

㈠　都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画の記載事項に、第二一条第三項第一号から第四号までに掲げる施策の実施に関する目標を追加することとした。（第二一条第三項関係）

㈡ 指定都市等を除く市町村は、地方公共団体実行計画において、第二一条第三項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとすることとした。（第二一条第四項関係）

㈢ 市町村は、地方公共団体実行計画において第二一条第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等の事項を定めるよう努めるものとすることとした。（第二一条第五項関係）

㈣ 促進区域は、環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第二一条第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとすることとした。（第二一条第六項関係）

㈤ 都道府県が地方公共団体実行計画において第二一条第三項各号に掲げる事項を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において同項各号若しくは㈢の事項を定めようとする場合において、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならないものとすることとした。（第二一条第一二項関係）

４　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例

市町村が、地方公共団体実行計画において、促進区域においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち３の㈢の事項が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二五年法律第八一号）の基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画を同法における基本計画とみなして、同法の規定を適用することとした。（第二一条の二関係）

５　地域脱炭素化促進事業計画の認定等

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（３の㈢の事項が定められたものに限る。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができることとした。（第二二条の二関係）

６　温泉法等の特例

計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、温泉法（昭和二三年法律第一二五号）等の許可等があったものとみなすこととした。（第二二条の五～第二二条の一〇関係）

７　環境影響評価法の特例

環境影響評価法（平成九年法律第八一号）第二章第一節の規定は、計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備（３の㈣の都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しないこととした。（第二二条の一一関係）

８　温室効果ガス算定排出量の公表等

環境大臣及び経済産業大臣は、第二八条第一項の規定により通知された事項について、遅滞なく、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとし、当該事項に係る開示請求制度を廃止することとした。（第二九条、第三〇条、第三一条及び第三二条関係）

９　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年６月２日　　内閣総理大臣　　菅　義偉

法律第 54 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「抑制等」を「量の削減等」に、「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

第一条中「抑制等」を「量の削減等」に改める。

第二条第二項中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの

排出の量の削減等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

６　この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

第二条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第二条の二　地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条１⒜において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

第三条第二項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第三項中「、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「、必要な資金の確保」を加え、同条第四項及び第五項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第五条及び第六条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第八条第二項第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第四号中「抑制」を「削減」に改め、同項第八号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四章の章名及び第十九条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第二十条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改める。

第二十一条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改め、同条第三項中「都道府県並びに」を「都道府県及び指定都市等（」に改め、「の指定都市」の下に「(以下「指定都市」という。)」を加え、「(以下「指定都市等」という」を「をいう。以下同じ」に、「前項」を「前項各号」に、「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改め、同項第一号中「自然的条件」を「自然的社会的条件」に改め、同項第二号及び第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項に次の一号を加える。

五　前各号に規定する施策の実施に関する目標

第二十一条中第十二項を第十七項とし、同条第十一項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十項を第十五項とし、同条第九項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第八項を第十三項とし、同条第七項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織さ

れているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

第二十一条第六項中「指定都市等」を「市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

４　市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

５　市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　地域脱炭素化促進事業の目標

二　地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三　促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四　地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五　地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

６　促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

７　前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二　市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

２　前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

３　地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調

和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

第二十二条第一項中「指定都市等」を「市町村」に、「に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整」を「及び実施に関し必要な協議」に、「、地方公共団体実行計画協議会」を「の協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同項第一号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者」に改め、同項第三号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「助言をする」を「助言、資料の提供その他の協力を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

４　地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

５　前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

第二十二条の次に次の十三条を加える。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二条の二　地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

２　地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

三　地域脱炭素化促進事業の実施期間

四　整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

五　前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

六　第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七　第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

八　第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

九　その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

３　計画策定市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。

二　地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

４　計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならな

い行為　都道府県知事

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二条の六第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

三　保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

四　農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

五　国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの　環境大臣

六　国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの　都道府県知事

七　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

八　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。）　都道府県知事

九　指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの　都道府県知事

5　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一　前項第一号に掲げる行為温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二　前項第二号に掲げる行為森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

三　前項第三号に掲げる行為森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四　前項第八号に掲げる行為廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。

6　都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合

において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

7　環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

8　河川管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一　第四項第一号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）　環境大臣

二　第四項第四号に掲げる行為（当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。）農林水産大臣

10　環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

11　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　第四項第一号に掲げる行為自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

二　第四項第二号に掲げる行為都道府県森林審議会

三　第四項第四号に掲げる行為農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。）

12　農業委員会は、前項（第三号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（次項並びに第六十五条第六号及び第七号において「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで」とする。

15　第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

16　計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合に

おける第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第七号まで」とする。

17　計画策定市町村は、第三項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更等）

第二十二条の三　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。

３　計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。

二　認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなったとき。

４　計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

５ 前条第三項から第十七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第二十二条の四　地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二条の二第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二条の二第三項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

２　第二十二条の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

（温泉法の特例）

第二十二条の五　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（森林法の特例）

第二十二条の六　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（農地法の特例）

第二十二条の七　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備

又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（自然公園法の特例）

第二十二条の八　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（河川法の特例）

第二十二条の九　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）

第二十二条の十　認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申請又は第二十二条の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

（環境影響評価法の特例）

第二十二条の十一　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備（第二十一条第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

（援助）

第二十二条の十二　国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第二十二条の十三　計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第二十二条の十四　計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

第二十三条の見出し中「排出抑制等」を「排出削減等」に改め、同条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第二十四条の見出し中「排出抑制」を「排出削減」に改め、同条第二項中「抑制」を「量の削減」に改める。

第二十五条の見出しを「（排出削減等指針）」に改める。

第二十九条の見出し中「記録等」を「公表等」に改め、同条第一項中「ついて」の下に「、遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「、電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「遅滞なく」の下に「、環境省令・

経済産業省令で定めるところにより」を加え、「事業所管大臣に通知するとともに、」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条　削除

第三十二条第一項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に、「公表され、又は前条の規定により開示される」を「公表される」に改め、同条第三項中「経済産業大臣は」の下に「、遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「、電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条第四項から第六項までを削る。

第三十三条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十四条中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改める。

第三十六条第一項並びに第三十七条第二項第二号及び第四号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十八条第二項第一号中「現状及び」を「現状、」に、「について」を「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する」に改め、同項第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十九条第二項第一号中「現状及び」を「現状、」に改め、「重要性」の下に「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置」を加え、同項第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四十条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四十三条第二項中「。以下同じ」を削る。

第四十五条第三項第二号中「第二条第六項各号」を「第二条第七項各号」に改める。

第五十八条及び第六十条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第六十一条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「関係都道府県知事」を「関係地方公共団体の長」に改める。

第六十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六十三条を削り、第六十四条を第六十三条とする

第六十五条第四項中「による」の下に「環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び」を、「権限は、」の下に「環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては」を、「長に」の下に「それぞれ」を加え、同条を第六十四条とし、第七章中同条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六十五条　この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第二十二条の二第四項第三号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。）にあっては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

二　第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三　第二十二条の二第四項第七号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四　第二十二条の二第四項第八号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五

条の三の三第一項に係るものに限る。）

五　第二十二条の二第九項第二号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六　第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七　第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

第六十六条第一項中「した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加え、同条第二項を削る。

第六十七条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第二十二条の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八条を第六十九条とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六条又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則第四条中「平成三十一年」を「令和七年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

２　この法律の施行の際現に存する旧法第二十九条第二項に規定するファイル記録事項及び旧法第三十二条第三項の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項の開示については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第二十二条の二第四項第三号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 二　第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 三　第二十二条の二第四項第七号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 四　第二十二条の二第四項第八号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。） 五第二十二条の二第九項第二号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 六第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務 七第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

（農業協同組合法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第十三号
二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十七条の二第一項ただし書
三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十七号
四　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三条第一項ただし書
五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第十三号
六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第二項第三号
七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十八号
八　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号
九　保険業法（平成七年法律第百五号）第九十八条第一項第八号
十　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号

十一　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項第十八号

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第五条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第十三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第六条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村は」を「市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第五項各号に掲げる事項を定めた市町村を除く。以下この条及び次条において同じ。）は」に改め、同条第五項中「従い、」の下に「かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準に適合するように」を加え、同条第十項中「（平成十年法律第百十七号）第二十一条第三項」を「第二十一条第一項」に、「指定都市等」を「地方公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事項を定めた市町村」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第五項の規定は、この法律の施行後に定められる農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第二項第二号に掲げる区域について適用し、この法律の施行前に定められた同号に掲げる区域については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（レジリエンス強化型ZEB実証事業、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業・既存建築物における省CO2改修支援事業））の公募開始について

＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109655.html

◇令和３年度革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業の一次公募開始について

＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109646.html

◇「令和３年度資源循環に関する情報プラットフォーム実証事業」の公募結果について

＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109640.html

◇令和２年度（第３次補正予算）及び令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち「ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・

ゼロエミッション化モデル構築事業」の公募開始について
＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109610.html

◇令和３年度「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」の補助対象医療機関の公募が開始されました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1fj_v_-trXHbp09Y
****

[6] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第80回）の開催について　　６月17日、WEB会議
＜環境省　2021年6月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109631.html
（１）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について
（２）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について
（３）その他

・食品安全委員会　薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第３２回）の開催について
　　６月１１日、WEB 会議
＜内閣府　2021 年 6 月 3 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_32.html
（１）薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画 2016-2020 の 2020 年度進捗状況の確認について
（２）家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針改訂の検討について
（３）その他

・食品安全委員会（第 819 回）の開催について　　６月８日
＜内閣府　2021 年 6 月 3 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai819.html
（１）令和２年食中毒発生状況の概要について
（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
　・「除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナ RF3」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
　・「pPDX 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）食品安全基本法第２３条第１項第２号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について
　・「アレルゲンを含む食品（卵）」に係る食品健康影響評価について
（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　・農薬「プロパルギット」に係る食品健康影響評価について
　・農薬「ポリオキシン（ポリオキシン D 亜鉛塩及びポリオキシン複合体）」に係る食品健康影響評価について
　・農薬及び動物用医薬品「シフルトリン」に係る食品健康影響評価について
　・動物用医薬品「アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール 100）」に係る食品健康影響評価について
　・動物用医薬品「エトキサゾールを有効成分とする牛の皮膚投与剤（ダニレス）」に係る食品健康影響評価について
　・動物用医薬品「性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）」に係る食
　品健康影響評価について
（５）食品安全委員会専門調査会等運営規程の一部改正について
（６）その他

・第 61 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 9 回薬事・食品衛生審議会薬

事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について

６月９日

＜厚生労働省　2021 年６月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzOHmpua0tGjCvZZY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）その他

****

[7] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 540 号　2021 年６月２日　　から＞

〇欧州

・European Parliament resolution of 24 October 2019 on the draft Commission implementing decision partially granting an authorisation for a use of chromium trioxide under Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council

＜欧州議会（European Parliament）　2021 年５月 28 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52019IP0046&qid=1622421715222

欧州議会は、REACH 規則に基づく三酸化クロム使用の認可を部分的に付与する欧州委員会の執行決定案に関する 2019/10/24 付け欧州議会決議を官報公示した。決議で、委員会の執行決定案は欧州一般裁判所の判決および REACH 規則第 60 条（4）および（7）に違反するものとしている。

・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/849 of 11 March 2021 amending, for the purposes of its adaptation to technical and scientific progress, Part 3 of Annex VI to Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures

＜欧州委員会(EC)　2021 年５月 28 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0849&qid=1622421715222

欧州委員会（DG Environment）は、科学技術の進歩に適合させるため、CLP 規則附属書 VI の Part　3 を改正する 2021/3/11 付け欧州委員会委任規則(EU) 2021/849 を官報公示した。この委任規則は官報公示の 20 日後に発効し、改正は 2022/12/17 より適用されるが、物質および混合物の分類、表示、および包装はこの規則の発効日より実施することができるとしている。

・Commission Regulation (EU) 2021/850 of 26 May 2021 amending and correcting Annex II and amending Annexes III, IV and VI to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products

＜欧州委員会(EC)　2021 年５月 28 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0850&qid=1622424368209

欧州委員会（DG GROW）は、欧州化粧品規則（EC）No 1223/2009 の附属書 II を改正および訂正し、附属書 III、IV、および VI を改正する 2021/5/26 付け欧州委員会規則（EU）2021/850 を官報公示した。この欧州委員会規則は官報公示の 20 日後に発効し、規則の附属書の(1)、(2)(b)、(3)、(4)に従った改正は 2021/10/1 より適用される。

・ECHA Weekly - 26 May 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年５月 26 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-26-may-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/5/26 版を掲載した。

・ECETOC releases new and improved heatDB

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年５月 26 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-releases-new-and-improved-heatdb/

ECETOC は、新しいバージョンの Human Exposure Assessment Tools Database（heatDB）をリリースした。この最新版は、検索結果の概要が改善され、精度を高めるための階層フィルタリングシステムを備えていると説明している。

heatDB　→ https://heatdb.cremeglobal.com/

・ECETOC Task Force reviews scientific and legislative framework protecting Europe’s drinking water

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年５月 27 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-task-force-reviews-scientific-and-legislative-framework-protectin

g-europes-drinking-water/
ECETOC タスクフォースは、欧州の飲料水の水源を化学汚染から保護するために使用されている科学的および法的な枠組みをレビューした。ECETOC テクニカルレポート 139 は、汚染物質が飲料水の水源に移動するかについて既存のツールと理論を評価し、自然環境中の化学物質のモニタリングデータを調べている。
ECETOC Technical Report 139 → https://www.ecetoc.org/publication/tr-139/
・フランス、使い捨てプラスチック包装の 2025 年までの削減目標を公表（発表日：2021/5/4）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 24 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45382&oversea=1
標記記事が掲載された。
・イギリス環境・食糧・農村地域省、レジ袋値上げ・拡大措置をまもなく施行へ（発表日：2021/5/7）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45385&oversea=1
標記記事が掲載された。
・イギリス環境・食糧・農村地域省、リサイクル促進のための新たな計画を発表（発表日：2021/5/7）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45386&oversea=1
標記記事が掲載された。
・フランス、化学部門の脱炭素ロードマップを公表（発表日：2021/5/7）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 27 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45387&oversea=1
標記記事が掲載された。

○米国

・EPA Announces Public Listening Sessions on the Risk Management Plan Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-public-listening-sessions-risk-management-plan-rule-0
EPA は、リスク管理計画（RMP）規則に関する 2 つの仮想公開リスニングセッションの開催を発表した。EPA の RMP 規則は危険な化学物質の偶発的な大気放出を防ぐことを要求することにより、アメリカ国民、コミュニティー、および環境を保護することを目的とするもの。
・EPA Implements Court Decision Overturning Restrictive Trump-Era Rule; Reaffirms Commitment to Use Best Available Science
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-implements-court-decision-overturning-restrictive-trump-era-rule-reaffirms
EPA は、トランプ政権時代の制約的な規則を覆すという裁判所の決定を実施することを発表した。利用可能な最善の科学(BAS)を使用するというコミットメントを再確認し、前政権の「規制措置の根底にある重要な科学における透明性の強化」と題する規則制定を覆す規則の最終決定を発表した。
・Ten Communities Selected for EPA Roundtable Discussions on Lead in Drinking Water
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/ten-communities-selected-epa-roundtable-discussions-lead-drinking-water
EPA は、鉛および銅の規則（LCR）改訂に関する仮想円卓会議に選ばれた 10 のコミュニティーを発表した。この円卓会議は、コミュニティーの経験に基づく対話を促進し、EPA の優先事項をサポートするもの。
・Expedited Approval of Alternative Test Procedures for the Analysis of Contaminants Under the Safe Drinking Water Act; Analysis and Sampling Procedures
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 26 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/26/2021-10974/expedited-approval-of-alternative-test-pr

ocedures-for-the-analysis-of-contaminants-under-the-safe
EPA は、安全飲料水法（SDWA）に基づく汚染物質分析の代替試験法の迅速な承認を官報公示した。飲料水サンプルの分析に 17 の追加方法が利用できるようにするもので、新しい測定技術へタイムリーなアクセスと分析方法選択の柔軟性が高まり、監視コストを削減できるとしている。この措置は 2021/5/26 に発効する。

・Risk Management for Existing Chemicals under TSCA
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 27 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-management-existing-chemicals-under-tsca
EPA は、 n-メチルピロリドン（NMP）に対する TSCA 第 6 条(a)に基づき提案されることになるリスク管理措置に関する環境正義協議への参加を呼びかけている。協議期間は 2021/8/27 まで延長され、EPA は 2021/7/7 と 2021/7/13 に、2 回の同一の協議ウェビナーを開催する。
n-メチルピロリドン（NMP）　→
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-management-n-methylpyrrolidone-nmp

・IRIS Recent Additions
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 28 日＞　https://www.epa.gov/iris/iris-recent-additions
EPA は、バナジウムおよび化合物への吸入暴露に関する IRIS 評価計画（IAP）の草案文書をリリースし、2021/6/28 まで 30 日間の公開レビューおよび意見募集を行うことを発表した。この IAP は 2021 年 7 月に開催される IRIS 公開科学会議（Web セミナー）で公開討議される。EPA の官報公示　→
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/28/2021-11383/availability-of-the-iris-assessment-plan-for-inhalation-exposure-to-vanadium-and-compounds

・Accidental Release Prevention Requirements: Risk Management Programs Under the Clean Air Act
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 28 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/28/2021-11280/accidental-release-prevention-requirements-risk-management-programs-under-the-clean-air-act
EPA は、2021/6/16 と 2021/7/8 に仮想公開リスニングセッションを開催し、2017 年以降に完了した大気浄化法に基づく化学物質の偶発的な漏出防止の EPA リスク管理プログラム（RMP）規則改訂と新しい優先事項への対処についてのレビューに、利害関係者からの意見や提案を求めることを官報公示した。

・Technical Barriers to Trade Information Management SystemAddendum G/TBT/N/USA/1697/Add.2
＜米国労働安全衛生局(OSHA)　2021 年 5 月 26 日＞
http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/172420?FromAllNotifications=True
OSHA は、提案規則「ハザードコミュニケーション標準」に関する非公式の公聴会を 2021/9/21 より WebEx を使用して開催することを WTO/TBT 通報した。この公聴会での証言または質問に、利害関係者は 2021/6/18 までに電子的通知を提出しなければならないとしている。公聴会で証拠書類を提出予定の WTO 加盟国およびその利害関係者は情報を米国 TBT 照会ポイントに提出するように求められる。

〇台湾

・Technical Barriers to Trade Information Management SystemRegular notification G/TBT/N/TPKM/457
＜台湾　2021 年 5 月 28 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/172497?FromAllNotifications=True
台湾行政院環境保護署（EPA）は、新規化学物質及び既存化学物質登録規則の改正案を WTO/TBT 通報した。利害関係者の意見を収集し、既存化学物質の年次報告およびこの標準登録につき検討した後、COVID-19 パンデミックの影響を考慮し、毒物及び懸念化学物質管理法(TCCSCA - 2019/1/16 改正)に従って規則改正が提案されたと説明している。この通報への意見提出は 2021/7/27 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/TPKM/21_3685_00_et.pdf

---

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 25 May 2021
＜オーストラリア　2021 年 5 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-25-may-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 82 条に従い、審査証明書発行後 5 年が経過した 10 物質を公開しオーストラリア工業化学品インベントリ（AIIC）に追加した。
・Evaluations notice - 28 May 2021
＜オーストラリア　2021 年 5 月 28 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/evaluations-notice-28-may-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第 74 条に基づき、リストに記載される工業化学品(群)の使用に関連する潜在的な人健康および環境リスクの評価を開始したことを通知した。これらの評価は、評価選択分析（ESA）プロセスの実施時に収集された情報に基づき選択されており、評価の結果に重大な影響を及ぼす可能性があると思われる情報の提供を求めている。情報の提出は 2021/6/25 まで。
****
[付録]
◇家庭用蓄電池の勧誘トラブルにご注意！
ー事業者の突然の訪問を受けてもその場で契約はせずによく検討しましょうー
＜国民生活センター　2021年6月3日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_2.html
　全国の消費生活センター等には家庭等で利用する据置型蓄電池（以下、家庭用蓄電池）に関する相談が多く寄せられています。相談件数は近年増加傾向にあり、2019 年度には 1,000 件を超え、2020 年度は 1,314 件です。
　2009 年に開始された「余剰電力買取制度」と、2012 年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」による住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間は 10 年と定められており、2019 年以降、買取期間を順次満了していきます（注 1）。災害時にも役立つ家庭用蓄電池を用いた自家消費は、買取期間満了後の選択肢の一つです。
　相談事例をみると、事業者の突然の訪問等をきっかけに「この値段は今日限り」等と家庭用蓄電池の購入を急かされたり、長時間勧誘されて、冷静に十分な検討ができないままその場で契約しているケースが目立ちます。また、訪問時に電力会社の関連会社をかたられたり、太陽光発電設備の無料点検で訪問した事業者に、家庭用蓄電池を勧誘されているケースもみられます。
　そこで、トラブル防止のため相談事例を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行います。
　2016 年度の相談件数は 325 件、2017 年度の相談件数は 553 件、2018 年度の相談件数は 926 件、2019 年度の相談件数は 1,302 件、2020 年度の相談件数は 1,314 件です。
（注 1）「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。住宅用太陽光発電の場合、自家消費後の余剰分（余剰電力）が買取対象となる。住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が 10 年間と定められていることから、2009 年 11 月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた場合、2019 年 11 月以降、10 年間の買取期間を順次満了していくことになる。
（注 2）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2021 年 4 月 30 日までの PIO-NET 登録分。
相談事例
太陽光パネルの無料点検で訪問した事業者に嘘の説明で勧誘された
　事業者が「市から委託された」と太陽光パネルの無料点検で訪問した。後日点検してもらったところ、「売電するための装置の一部が壊れている」「太陽光パネルが破損している可能性が高い」等と説明された。最初に訪問した担当者から、「売電するための装置の修理をするよりも家庭用蓄電池を購入した方がいい」と勧誘され、「国の補助金が出るので安くなる」と言われたこともあり、約200万円の家庭用蓄電池の契約をした。ところが後

日、訪問した工事担当者からは「売電するための装置は壊れていない。部品もモーターも正常だ」と言われた。勧誘時の説明と異なり、事業者に対して不信感が募ったので解約したいがどうすればよいか。

その他、以下のような相談も寄せられています。
既に太陽光発電設備を導入している消費者に対して
以前太陽光パネルを契約した事業者に契約金額等について十分な説明なく勧誘された
「今なら工事費、設置費無料」等と長時間勧誘された
事業者から「補助金の申請は代行する」と説明されたが実際は申請されていなかった
太陽光発電設備を導入していない消費者に対して
電力会社の関連会社を名乗る事業者に「電気料金が安くなる」と勧誘された
「安くできるのはあと2件」等と急かされ、よく検討せずに契約してしまった
相談事例からみる特徴と問題点
契約のきっかけは主に事業者の突然の訪問で、虚偽の説明をされているケースも
事業者の断定的な説明や強引な勧誘により、冷静に十分な検討ができないケースも
契約後の設置工事や補助金をめぐるトラブルも
消費者へのアドバイス
事業者の突然の訪問に対しては、事業者名や目的等をしっかり確認しましょう
家庭用蓄電池導入のメリットだけではなく、それに伴うコストも十分考慮しましょう
必ずしも余剰電力の売電より自家消費する方が経済的なメリットが大きいとは限りません
その場で契約をせずに複数社から見積もりをとり比較検討しましょう
契約するときは契約書の内容をしっかり確認しましょう
トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう
＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番
最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

◇いきなりワイヤーが切れた腹筋運動補助具
ー異常を感じた場合は使用を中止してくださいー
＜国民生活センター　2021 年 6 月 3 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_3.html
「腹筋を鍛える健康器具を使用中に部品が破損したため頭を打った。部品が破損した原因を調べてほしい。」という内容のテスト依頼が消費生活センターから寄せられ、調査しました（2020 年 9 月受付、写真参照）。
　当該品は、内蔵されたスプリングで腹筋運動（クランチ）の上体を起こす力を補助する器具でした。左右のフレームの内部には、そのためのスプリングが内蔵されており、スプリングとアームを接続する左右のワイヤーがアーム側の接続部付近で破断していました。アームをフレームから取り外し、アームとワイヤーの接続部を観察したところ、使用に伴いワイヤーがアームと接触することでワイヤーの被覆と素線が摩耗したほか、屈伸が繰り返されたことにより損傷が発生・進行し、使用時の荷重に耐えられなくなった時点で破断に至ったものと考えられました。
　2015 年度以降、PIO-NET（注 1）には該当すると考えられる商品でワイヤーが切れたり黒い粉が出るといった相談事例が 11 件（注 2）寄せられており、中にはスプリングが飛び出したという事例もみられました。
　該当する商品「ワンダーコア　スマート」をお持ちの方で、今までとは異なる音がするようになった、黒い粉のようなものが出る、スプリングが飛び出した、ワイヤーが切れた等、通常とは異なる事象が確認された場合には以後の使用を中止し、以下の「問い合わせ先」に記載の販売元である株式会社オークローンマーケティングのカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
（注 1）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。
（注 2）2015 年 4 月以降受付、2021 年 3 月末日までの登録分。件数は本公表のために特別に精査したものです。

消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

消費者へのアドバイス
　該当する商品を使用中に同様な現象が発生すると、突然補助がなくなり上体が倒れる勢いでケガをしたり、スプリングが飛び出して家具等に当たるといった事態が想定されます。
　販売元である株式会社オークローンマーケティングによると、該当する商品の販売店や販売時期は下記のとおりです。
販売店名：ショップジャパン他
対象個数：約108万5千個
販売価格：1万円程度
販売時期：2015年1月～2016年中頃※
該当する商品の型式：WCS-◇◇◇-◇◇◇♦
［末尾（♦）の数字が2、3、4ではないもの。◇◇◇とある部分は1桁、2桁のものもあります］
※2016年6月から改良された後継品を販売
　「今までと異なる音がするようになった」、「黒い粉のようなものが出る」、「スプリングが飛び出した」、「ワイヤーが切れた」等、通常と異なる事象が発生した場合は使用を中止し、販売元のカスタマーサービスセンター（問い合わせ先参照）までご連絡ください。
　なお、消費者庁のリコール情報サイトにも該当する商品のリコール情報（注3）が掲載されていますので、参考にしてください。
（注3）ショップジャパン「ワンダーコア　スマート」－注意喚起（消費者庁リコール情報サイト）

◇【若者向け注意喚起シリーズ＜No.2＞】情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル
－「もうかる」はずが、残ったのは借金…－
＜国民生活センター　2021年6月3日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_1.html
　情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブルが、10～20歳代の若者に増えています。全国の消費生活センター等には、以下のような相談が寄せられています。
相談事例
【事例1】
「株取引でもうかる」という情報商材を20万円でカード決済したが、高額で支払えないので解約したい
【事例2】
アフィリエイトの情報商材を3,000円で購入後、サポートを受けるために65万円の有料プランを契約したが、もうからない
【事例3】
SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない
【事例4】
暗号資産で投資する契約をしたが、説明と違い、全く配当が入らない
トラブル防止のポイント
うまい話はありません！「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう
友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう
借金をしてまで契約しないでください。「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう
2022年4月から『18歳で大人』に！一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談しましょう
********** 以上 **********